

## 議案第41号

### 港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について

学業に意欲をもちながらも経済的理由により修学が困難な方へのさらなる支援を目的とし、国が行う給付型奨学金制度において、令和6年度から、新たに中間所得層の多子世帯及び私立大学等の理工農系の学部又は学科に通う学生が奨学金給付の対象となるなど、支援の拡充が行われました。区が行う給付型奨学金制度においても、より奨学生の実態に沿った支援となるよう制度を見直すため、港区奨学資金に関する条例（昭和34年港区条例第5号）の一部を改正します。

## 1 改正内容

### (1) 給付型奨学金の給付対象となる世帯年収の上限の引き上げ

国が行う給付型奨学金制度において、給付対象の世帯年収の上限を約600万円に引き上げたことを受け、区が行う給付型奨学金制度においても給付対象の世帯年収の上限を約750万円まで引き上げます。

### (2) 給付額の拡大

世帯年収約480万円までの世帯の奨学生について、国が行う非課税世帯の学生への授業料等減免及び給付型奨学金を合わせた全額支援と同額の給付となるよう給付額を拡大します。

### (3) 私立大学等の理工農系学部に進学する奨学生に対する給付額の上乗せ

私立大学等では、理工農系学部の学費が文系学部の額を大きく上回ることから、私立大学等の理工農系学部に進学し、又は入学する奨学生に対して、給付額を最大23万4,000円（月額1万9,500円）上乗せします。

### (4) 入学に際して必要とする資金の給付対象となる世帯年収の上限の引き上げ

入学に際して必要とする資金について、給付対象の世帯年収の上限を約750万円まで引き上げるとともに、世帯年収約480万円までの世帯の奨学生に対する給付額を拡大します。

## 2 施行日等

### (1) 施行期日

公布の日

### (2) 適用期日

令和6年4月1日

# 港区奨学資金制度の見直しイメージ

令和6年7月22日 資料№1-2  
区民文教常任委員会

## 給付型奨学金

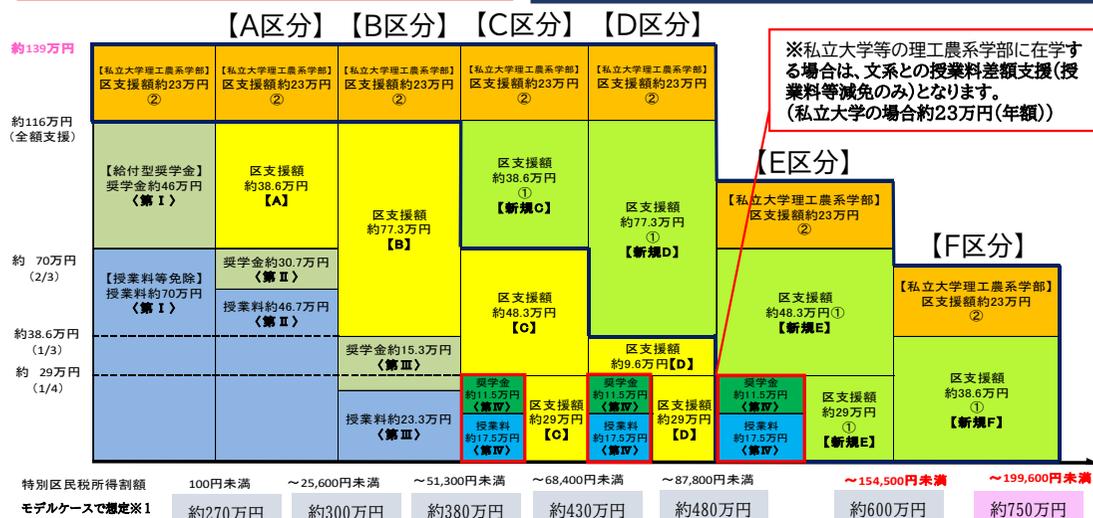
私立大学（自宅通学）・多子世帯・理工農系学部<sup>1</sup>に在学の場合

### 【国の見直し】

- ・中間所得層への支援拡大
- ▶給付対象を世帯年収約600万円まで拡大し、多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）は非課税世帯に対する支援額（全額支援）の1/4支援、私立大学等の理工農系学部<sup>1</sup>に在学する場合は文系との授業料差額相当を支援します。

### 【区の見直し】

- 既存支援区分に対する給付上限額の拡大  
▶世帯年収約480万円までに対して、給付額を国が非課税世帯<sup>1</sup>に行う支援と同額まで拡大
- 中間所得層への支援拡大  
▶給付対象を世帯年収約750万円まで拡大し、世帯構成や学部を問わず支援
- 私立大学等の理工農系学部<sup>1</sup>に在学する奨学生に対して給付額を上乗せ  
▶文系との授業料の差額に着目して給付額を上乗せ



特別区民税所得割額  
モデルケースで想定※1

100円未満	～25,600円未満	～51,300円未満	～68,400円未満	～87,800円未満	～154,500円未満	～199,600円未満
約270万円	約300万円	約380万円	約430万円	約480万円	約600万円	約750万円

**現行**  
 授業料等減免（国）  
 給付型奨学金（国）  
 給付型奨学金（区）

**新規**  
 【中間所得層対象】授業料等減免（国）※2  
 【中間所得層対象】給付型奨学金（国）※2  
 【私立理工農系学部対象】給付型奨学金（区）  
 【新規給付対象】給付型奨学金（区）

※1 父（給与所得者）、母（無収入）、本人（18歳）、中学生以下の兄弟の4人世帯を想定。  
 ※2 多子世帯もしくは私立大学等の理工農系学部<sup>1</sup>に在学する場合、多子世帯は全額支援の1/4支援、理工農系は文系との授業料差額支援を行います。なお、多子世帯と理工農系の両方に該当する場合は、多子世帯の支援が優先されます。

## ポイント

### 制度見直しの経緯について

従来の貸付型奨学金に加え、給付型奨学金の開始から約3年が経過し、利用する方の家庭状況や進学する大学・学部<sup>1</sup>の傾向が見えてきたほか、給付奨学生へのアンケートでは「給付型奨学金のみでは不足し貸付型奨学金を併用している」、「理工農系学部の学費負担が高く給付額を拡大してほしい」等の声をいただいています。また、令和6年度から国が実施した奨学金制度の改正も踏まえ、区の奨学資金制度を見直します。

## ポイント

### 給付型奨学金

- 国が多子世帯及び私立大学等の理工農系学部<sup>1</sup>に在学する奨学生に対して、支援対象とする世帯年収の上限を従来の約380万円から約600万円（第IV区分）（全国の約55%の世帯）に拡大することを受け、区は世帯構成、学部を問わず世帯年収の上限を約750万円【E・F区分】（区の約55%の世帯）まで（従来は約480万円まで）拡大します。また、東京都の世帯の月額平均消費支出（教育費を除く）が約30万円（年間約360万円）であることから、世帯年収約480万円【C・D区分】（可処分所得約360万円）までの世帯に対し、国が非課税世帯<sup>1</sup>に行う支援（全額支援）と同額となるよう給付額を拡大し、世帯年収約480万円～約600万円【E区分】までは全額支援の2/3支援、世帯年収約600万円～約750万円【F区分】までは全額支援の1/3支援を行います。
- 私立学校では、理工農系学部の学費が文系学部の額を大きく上回ることから、私立大学等の理工農系学部<sup>1</sup>に在学する奨学生の給付額に、その差額（私立大学の場合約23万円）を全支給対象区分に上乗せします。

所得金額（世帯合計）	270万円未満	270～300万円未満	300～380万円未満	380～430万円未満 【世帯年収約600万円】	430～480万円未満	480～550万円未満 【世帯年収約750万円】	550万円以上	計
世帯数	47,497	3,908	9,806	5,413	5,005	5,667	63,369	140,665
構成(累計)	33.8% (33.8%)	2.8% (36.6%)	7.0% (43.6%)	3.8% (47.4%)	3.6% (51.0%)	4.0% (55.0%)	45.0% (100%)	100% (100%)

港区奨学資金に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(奨学金の給付額及び給付期間)</p> <p>第三条の二 奨学金の給付額は、別表第一のとおりとする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十七条の二第一項の学資支給金(以下この項において「学資支給金」という。)の支給又は法第八条第一項の規定による授業料の減免(以下この項において「授業料減免」という。)を受ける資格を有する者に対する奨学金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることができる学資支給金の支給額及び授業料減免の額の年当たりの合計額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額)を控除した額とする。</p> <p>2  公示対象学部等(大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第六号)第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。)に在学する者(当年度分(四月分から九月分までの給付額を決定する場合にあつては、前年度分。以下同じ。)(の区市町村民税のうち所得割課税額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第二号に規定する</p>	<p>(前略)</p> <p>(奨学金の給付額及び給付期間)</p> <p>第三条の二 奨学金の給付額は、別表第一のとおりとする。</p>

所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用するものとする。）をいう。以下同じ。）が零円以上十九万九千六百円未満の世帯に属する者に限る。）に対する奨学金の給付額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を前項に規定する給付額に加算するものとする。

- 一 大学（夜間学部を除く。） 月額 一万九千五百円
- 二 大学（夜間学部に限る。） 月額 一万円
- 三 短期大学（夜間学科を除く。） 月額 一万三千元
- 四 短期大学（夜間学科に限る。） 月額 七千五百円
- 五 高等専門学校 月額 一万九千五百円
- 六 専修学校（夜間学科を除く。） 月額 一万二千三百円
- 七 専修学校（夜間学科に限る。） 月額 八千二百円
- 八 通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校 月額 二千八百円

3| 区長は、前二項に定めるもののほか、入学に際して必要とする資金を、別表第二のとおり給付することができる。ただし、法第八条第一項の規定による入学金の減免（以下この項において「入学金減免」という。）を受ける資格を有する者に対する当該資金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることができる入学金減免の額を控除した額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）とする。

4| (略)

2| 区長は、前項に定めるもののほか、入学に際して必要とする資金を、別表第二のとおり給付することができる。

3| (略)

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (別紙のとおり)

付 則

1 | この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区  
奨学資金に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、  
令和六年四月一日から適用する。

2 | 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による  
改正前の港区奨学資金に関する条例第三条の二第一項及び第二項の  
規定に基づいて給付された奨学金は、改正後の条例第三条の二第  
一  
項及び第三項の規定による奨学金の内払とみなす。

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (別紙のとおり)

別表第1 奨学金の給付額（第3条の2関係）

区 分		給付額（月額）			
		A区分	B区分	C区分	
		当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が0円以 上87,800円未満の 世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が87,800 円以上154,500円 未満の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が154,500 円以上199,600円 未満の世帯	
大 学	学部 (夜間学 部を除く。)	国立及び公立（自宅通学）	73,900円	49,200円	24,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	111,400円	74,200円	37,100円
		私立（自宅通学）	96,700円	64,400円	32,200円
		私立（自宅通学以外）	134,200円	89,400円	44,700円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学）	51,600円	34,300円	17,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	89,100円	59,300円	29,700円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円	22,700円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円	35,200円
短 期 大 学	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立（自宅通学）	61,700円	41,100円	20,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	99,200円	66,100円	33,100円
		私立（自宅通学）	90,000円	60,000円	30,000円
		私立（自宅通学以外）	127,500円	85,000円	42,500円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	45,500円	30,300円	15,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	83,000円	55,300円	27,700円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円	22,700円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円	35,200円
高 等 専 門 学 校	国立及び公立（自宅通学）	37,100円	24,700円	12,400円	
	国立及び公立（自宅通学以外）	53,800円	35,900円	18,000円	
	私立（自宅通学）	85,100円	56,700円	28,400円	
	私立（自宅通学以外）	101,700円	67,700円	33,900円	
専 修 学 校	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立（自宅通学）	43,100円	28,700円	14,400円
		国立及び公立（自宅通学以外）	80,600円	53,700円	26,900円
		私立（自宅通学）	87,500円	58,300円	29,100円
		私立（自宅通学以外）	125,000円	83,300円	41,600円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	36,200円	24,100円	12,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	73,700円	49,100円	24,600円
		私立（自宅通学）	70,800円	47,200円	23,600円
		私立（自宅通学以外）	108,300円	72,200円	36,100円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		4,300円	2,900円	1,500円	

備考 この表において「自宅通学」とは、給付奨学生がその生計を維持する者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、確認大学等に通学することをいう。

別表第1 奨学金の給付額 (第3条の2関係)

区 分		給付額 (月額)			
		当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が 100 円 以上 25,600 円未満 の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が 25,600 円以上 68,400 円未 満の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が 68,400 円以上 87,800 円未 満の世帯	
大 学	学部 (夜間学 部を除く。)	国立及び公立 (自宅通学)	24,600 円	49,200 円	24,600 円
		国立及び公立 (自宅通学以外)	37,100 円	74,200 円	37,100 円
		私立 (自宅通学)	32,200 円	64,400 円	32,200 円
		私立 (自宅通学以外)	44,700 円	89,400 円	44,700 円
	夜間学部	国立及び公立 (自宅通学)	17,200 円	34,300 円	17,200 円
		国立及び公立 (自宅通学以外)	29,700 円	59,300 円	29,700 円
		私立 (自宅通学)	22,700 円	45,500 円	22,700 円
		私立 (自宅通学以外)	35,200 円	70,500 円	35,200 円
短 期 大 学	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立 (自宅通学)	20,600 円	41,100 円	20,600 円
		国立及び公立 (自宅通学以外)	33,100 円	66,100 円	33,100 円
		私立 (自宅通学)	30,000 円	60,000 円	30,000 円
		私立 (自宅通学以外)	42,500 円	85,000 円	42,500 円
	夜間学科	国立及び公立 (自宅通学)	15,200 円	30,300 円	15,200 円
		国立及び公立 (自宅通学以外)	27,700 円	55,300 円	27,700 円
		私立 (自宅通学)	22,700 円	45,500 円	22,700 円
		私立 (自宅通学以外)	35,200 円	70,500 円	35,200 円
高 等 専 門 学 校	国立及び公立 (自宅通学)	12,400 円	24,700 円	12,400 円	
	国立及び公立 (自宅通学以外)	18,000 円	35,900 円	18,000 円	
	私立 (自宅通学)	28,400 円	56,700 円	28,400 円	
	私立 (自宅通学以外)	33,900 円	67,700 円	33,900 円	
専 修 学 校	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立 (自宅通学)	14,400 円	28,700 円	14,400 円
		国立及び公立 (自宅通学以外)	26,900 円	53,700 円	26,900 円
		私立 (自宅通学)	29,100 円	58,300 円	29,100 円
		私立 (自宅通学以外)	41,600 円	83,300 円	41,600 円
	夜間学科	国立及び公立 (自宅通学)	12,100 円	24,100 円	12,100 円
		国立及び公立 (自宅通学以外)	24,600 円	49,100 円	24,600 円
		私立 (自宅通学)	23,600 円	47,200 円	23,600 円
		私立 (自宅通学以外)	36,100 円	72,200 円	36,100 円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		1,500 円	2,900 円	1,500 円	

備考

- この表において「所得割課税額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から9月分までの給付額におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。
- この表において「自宅通学」とは、給付奨学生がその生計を維持する者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、確認大学等に通学することをいう。

別表第2 入学に際して必要とする資金の給付額（第3条の2関係）

区 分		給付額			
		A区分	B区分	C区分	
		当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が 0 円以 上 87,800 円未満の 世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が 87,800 円以上 154,500 円 未満の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が 154,500 円以上 199,600 円 未満の世帯	
大学	学部（夜間学 部を除く。）	国立及び公立	<u>282,000 円</u>	188,000 円	94,000 円
		私立	<u>260,000 円</u>	173,300 円	86,600 円
	夜間学部	国立及び公立	<u>141,000 円</u>	94,000 円	47,000 円
		私立	<u>140,000 円</u>	93,300 円	46,600 円
短期大学	学科（夜間学 科を除く。）	国立及び公立	<u>169,200 円</u>	112,800 円	56,400 円
		私立	<u>250,000 円</u>	166,600 円	83,300 円
	夜間学科	国立及び公立	<u>84,600 円</u>	56,400 円	28,200 円
		私立	<u>170,000 円</u>	113,300 円	56,600 円
高等専門 学校	国立及び公立	<u>84,600 円</u>	56,400 円	28,200 円	
	私立	<u>130,000 円</u>	86,600 円	43,300 円	
専修学校	学科（夜間学 科を除く。）	国立及び公立	<u>70,000 円</u>	46,600 円	23,300 円
		私立	<u>160,000 円</u>	106,600 円	53,300 円
	夜間学科	国立及び公立	<u>35,000 円</u>	23,300 円	11,600 円
		私立	<u>140,000 円</u>	93,300 円	46,600 円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校			0 円	0 円	0 円

別表第2 入学に際して必要とする資金の給付額 (第3条の2関係)

区 分			給付額		
			当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が 100 円 以上 25,600 円未満 の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が 25,600 円以上 68,400 円未 満の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が 68,400 円以上 87,800 円未 満の世帯
大 学	学部 (夜間学 部を除く。)	国立及び公立	94,000 円	188,000 円	94,000 円
		私立	86,600 円	173,300 円	86,600 円
	夜間 学部	国立及び公立	47,000 円	94,000 円	47,000 円
		私立	46,600 円	93,300 円	46,600 円
短 期 大 学	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立	56,400 円	112,800 円	56,400 円
		私立	83,300 円	166,600 円	83,300 円
	夜間 学科	国立及び公立	28,200 円	56,400 円	28,200 円
		私立	56,600 円	113,300 円	56,600 円
高 等 専 門 学 校	国立及び公立	28,200 円	56,400 円	28,200 円	
	私立	43,300 円	86,600 円	43,300 円	
専 修 学 校	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立	23,300 円	46,600 円	23,300 円
		私立	53,300 円	106,600 円	53,300 円
	夜間 学科	国立及び公立	11,600 円	23,300 円	11,600 円
		私立	46,600 円	93,300 円	46,600 円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校			0 円	0 円	0 円

## 備考

- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から9月分までの給付額におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。